

○内閣府令第 号

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第一項第一号の規定に基づき、取扱有価証券に関する内閣府令を次のように定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

取扱有価証券に関する内閣府令

証券取引法（以下「法」という。）第四十条第一項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 新株引受権証書又は新株予約権証券
- 二 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（法第二条第一項第五号の二、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）
- 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資証券
- 四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券

## 附 則

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十七号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。